

(3) 環境

①事務名 ばい煙発生施設等の届出、指導、大気汚染状況の常時監視

(ア)分野	環境	(イ)担当課	環境部	環境課
(ウ)関係法令	大気汚染防止法			
(エ)制定した条例	—		資料	—
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①ばい煙発生施設、粉じん発生施設等の設置届出の受理、立入検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出受理 25 件 (ばい煙発生施設 22、水銀発生施設 3) ・立入検査 1 件 (ばい煙発生施設 1) <p>②特定粉じん排出等作業の実施届出の受理、指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出受理 29 件 <p>③大気汚染状況を常時監視し、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視業務 (一般大気測定局 3 か所 自動車排ガス測定局 1 か所) ・PM2.5 成分分析調査 (1 か所、1 回) ・アスベスト一般環境モニタリング調査 (1 か所、毎月) 			
(カ)事務フロー	<p><ばい煙発生施設等の届出></p> <p>事前協議 ↓ 届出受理</p> <p><立入検査の流れ></p> <p>立入検査の実施の通知 ↓ 検査実施 ↓ 検査結果等の通知</p>		<p><大気汚染状況の常時監視></p> <p>機器による測定 (24 時間、365 日) ↓ システムによる集計 ↓ ホームページにおいて公表</p>	

<p>(キ) 想定した効果</p>	<p>①一元化 既に市で行っている水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止事務と窓口が一本化される。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 大気汚染の常時監視を市民に身近な市が行うことによって、結果の公表等において市民に情報提供の機会が増える。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①一元化 これまで市では、水質汚濁や騒音規制等の事務を行っていたが、中核市移行により大気汚染関係の事務が加わったことで、公害規制窓口が市に一本化され、市民、事業者からの相談に対し、市が一元的に対応できるようになった。</p> <p>また、事業場の排水、排気について一括して効率的に立入調査ができるようになった。</p> <p>さらに、市として事業場の実態を幅広くとらえることができ、市民への説明、事業者への指導が、よりの確に対応できるようになった。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 市の実態に即して、きめ細かな調査ができるようになった。</p> <p>また、大気汚染の常時監視結果の公表等において、市民に情報提供の機会が増えた。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者の声</p>	<p>市民、事業者双方から「対応窓口が一本化し、分かり易くなった」「公害関係届出や苦情処理の窓口が一本化したため複数の窓口を訪れる必要がなくなり、時間が短縮した」などの声が聞かれるようになった。</p>
<p>(コ) 課題（現状）及び今後の取り組み</p>	<p>常時監視業務においては、広域化、国際化する大気汚染問題に対応していくため、国や大学、他の中核市との連携を図るなどにより最新の知見を収集し、市民の安全安心に関する情報を提供していく。</p>

②事務名 廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可、指導等

(ア)分野	環境	(イ)担当課	環境部	廃棄物対策課
(ウ)関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
(エ)制定した条例	福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(改正)	資料	P 25	
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可、立入検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業・処分業許可 6件(収集運搬業 2、処分業 4) ・立入検査 67件(一般廃棄物処理施設 7、産業廃棄物処理施設 58、産業廃棄物収集運搬業 2) <p>②市の条例で産業廃棄物の処理に関する許可手数料等を定める。(上記条例)</p>			
(カ)事務フロー	<p><廃棄物処理施設設置許可の流れ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【事業計画書】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">事業計画書提出</div> <ul style="list-style-type: none"> ↓ 施設概要公告(市) ↓ 関係各部署等意見取りまとめ(市) ↓ 市の意見に対する調整等の措置(事業者) ↓ 審査、事業計画手続終了通知(市) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【事前協議書】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">環境影響調査実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">事前協議書提出</div> <ul style="list-style-type: none"> ↓ 施設概要公告(市) ↓ 関係各部署等意見取りまとめ(市) ↓ 市の意見に対する調整等の措置(事業者) ↓ 福島市廃棄物処理施設連絡協議会(市) ↓ 審査、事前協議書手続終了通知(市) </div> <div style="width: 45%;"> <p>【許可申請】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">許可申請書提出</div> <ul style="list-style-type: none"> ↓ 告示、縦覧 ↓ 専門的知識を有する者からの意見聴取 ↓ 審査、審査結果通知(許可)(市) ↓ 使用前検査申請(事業者) ↓ 使用前検査実施、結果通知(市) </div> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">(市、縦覧を要する 廃棄物処理施設)</p>			
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①一元化 既に市で行っている一般廃棄物と併せて産業廃棄物の事務を行うことにより、不法投棄等の相談窓口が一本化される。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 産業廃棄物処理施設に対し、地域の実情を把握する市が指導監査を行うことから、市民ニーズを踏まえたよりきめ細かな指導につながる。</p> <p>③独自の取り組み 産業廃棄物処理施設を設置する事業者の説明会の実施及び同意書の提出を求めることなどで、地域住民や下流域の関係者への説明責任を果たすよう指導していく。</p>			

<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①一元化 これまで市では、一般廃棄物に関する不法投棄の事務を行っていたが、中核市移行により産業廃棄物の不法投棄の事務も加わったことで、不法投棄の相談窓口が一本化され、市民や町内会等からの通報に対し、市が一元的に対応できるようになった。また、本市に派遣された警察官が窓口となることで、警察との連携強化を図ることができた。</p> <p>②実情を踏まえたきめ細かな対応 産業廃棄物処理施設の立入検査や産業廃棄物の適正処理に関する相談等について、地域の実情を把握する市が指導監督を行ったことで、よりきめ細かな対応をすることができた。</p> <p>③独自の取り組み 産業廃棄物処理施設を設置する事業者に対し、平成30年4月に策定した福島市産業廃棄物処理指導要綱で、事業の計画段階から地元住民等との調整状況調書や同意書等の提出を求めることを明記した。 今後も、策定した指導要綱の規定に基づき適正な指導を行っていく。</p>
<p>(ケ) 課題（現状）及び今後の取り組み</p>	<p>廃棄物行政の経験者が少ないことから、組織としてのノウハウの蓄積を図るとともに、個々の職員のスキルアップに継続的に取り組んでいく必要があり、環境省が主催する研修への参加や、他自治体を交えた担当者会議などへの参加を通して、知識の習得や事例研究、意見交換を積極的に行っていく。</p>


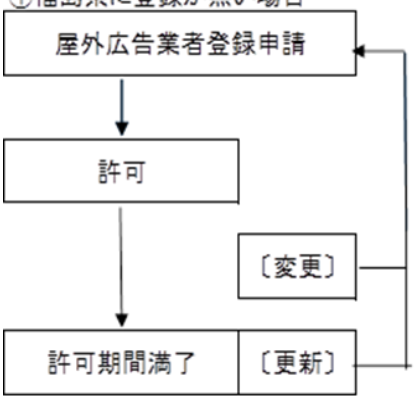

(4) 都市計画・建設

①事務名 開発審査会の設置

(ア)分野	都市・建設	(イ)担当課	都市政策部 開発建築指導課
(ウ)関係法令	都市計画法		
(エ)制定した条例	福島市開発審査会条例	資料	P41
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①開発審査会を設置し、審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為の審査を行う。</p> <p>・審査 4件</p> <p><u>保育園舎の増築に伴う敷地拡張 1</u></p> <p><u>知的障がい者更生施設の増築に伴う敷地拡張 1</u></p> <p><u>農家住宅から農業体験民宿兼用住宅への用途変更 1</u></p> <p><u>有料老人ホームの新築 1</u></p> <p>※形式的な審査で対応できる案件について包括承認基準を策定</p> <p>②市の条例で開発審査会の組織及び運営について定める。(上記条例)</p>		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜開発審査会の流れ＞</p> <p style="text-align: center;">開発許可申請 (法第34条第1項第14号案件のもの)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">受理受付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">諮問</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">開発審査会にて審議</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">承認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">開発許可</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">造成着工</p>		

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行うことが困難、不適當なものについて、県の審査基準を基本にした市の審査基準に基づき、開発審査会を経て許可できる。 ※審査基準・・・開発審査会の承認を経て策定</p> <p>②独自の取り組み 審査会案件のなかでも、件数が比較的多く形式的な審査で対応できる案件については、包括承認基準を策定し市の審査会に上程せずに、審査することにより、許可のスピードアップを図ることが可能となる。 (例：敷地の拡張や相当期間適法に使用されてきた建築物の用途変更など)</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行うことが困難、不適當なものについて、市の審査会基準を策定し、市が主体的に審査会の運営を行った。</p> <p>②独自の取り組み 新たに包括承認基準を設けることにより、許可までのスピードアップを図った。 (移行前) 90日 ↓ (移行後) 30日 ・ <u>期間の短縮が図られた案件 1件</u> <u>相当期間適法に使用されてきた(農家住宅から一般専用住宅への)建築物の用途変更1</u></p>

②事務名 屋外広告業者の登録、指導、屋外広告物の表示方法等の基準の制定

(ア)分野	都市・建設	(イ)担当課	都市政策部	都市計画課
(ウ)関係法令	屋外広告物法			
(エ)制定した条例	福島市屋外広告物条例			資料 P 42
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①市内で屋外広告業を営む場合に、屋外広告業者の登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業者登録 1 件 ・特例屋外広告業届出 314 件 <p>②屋外広告物講習会を開催し、規制内容や申請の流れ等について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物講習会参加者 21 人 <p>③市の条例で屋外広告物の表示方法等の基準、屋外広告業者の登録の要件等を定める。(上記条例)</p>			
(カ)事務フロー	<p><屋外広告物許可申請の流れ> 従前どおり</p>  <pre> graph TD A[屋外広告物許可申請] --> B[許可] B --> C[許可期間満了] C -- [更新] --> A C -- [変更] --> A C -- [除却] --> D[除却届] </pre> <p><屋外広告業登録の流れ> 新規</p> <p>①福島県に登録が無い場合</p>  <pre> graph TD E[屋外広告業者登録申請] --> F[許可] F --> G[許可期間満了] G -- [更新] --> E G -- [変更] --> E </pre> <p>②福島県に登録がある場合</p>  <pre> graph TD H[特例届] --> I[許可期間満了] I -- [更新] --> H I -- [変更] --> H </pre>			

<p>(キ) 条例制定時に 想定した効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 市の景観形成に配慮した屋外広告物の設置規制を行うことが可能になる。</p> <p>②一元化 事務処理特例以外の登録事務も市が行い、違反した屋外広告業者の登録の取消等の措置命令も実施できることから事務の一元化が図られる。</p> <p>③独自の取り組み 今後、景観計画との連携を図ることにより、屋外広告物の設置においても、地域の良好な景観や自然環境の保護等のための制限を行うことが可能となり、市が持つ美しい自然景観や街並みなどの景観の保全、創出が図られる。</p> <p>④福島市景観審議会との連携 屋外広告物について規制や基準の指定、変更等をする場合には、福島市景観審議会の意見を聴取する。</p>
<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応 屋外広告業者の登録によって市内で営業を行う業者をより把握できるようになった。 福島市屋外広告物条例の制定に伴い、地域の良好な景観や自然環境の保護等のため、福島市景観まちづくり計画と連携した屋外広告物の表示方法等の基準を定めることが可能となった。</p> <p>②一元化 違反した場合の登録取消等の措置命令も行えるようになったことから事務の一元化が図られるとともに、厳格な指導が可能となった。</p> <p>③独自の取り組み 今後、市独自の屋外広告物の表示方法等の基準を定めていくことにより、市が持つ美しい自然景観や街並みなどの景観の保全、創出が図られる。</p> <p>④福島市景観審議会との連携 屋外広告物について規制や基準の指定、変更等をする場合には、福島市景観審議会の意見を聴取することで、周辺との調和のとれた良好な景観の形成が図られる。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者の 声</p>	<p>特例屋外広告業届に関し、既に福島県に登録している事業者から「登録手数料が不要で、かつ提出書類の簡素化もなされており大変ありがたい」との声が聞かれた。</p>
<p>(コ) 課題（現状）及 び今後の取り組み</p>	<p>条例の基準には適合しているものの、眺望の阻害あるいは周辺との調和が図られていないと思われる広告物が見受けられることから、他自治体の事例等を確認し、市関係部署からの意見を整理した上で表示方法等の基準策定のあり方の検討を行う。</p>

③事務名 浄化槽の保守点検業者の登録

(ア)分野	都市・建設	(イ)担当課	都市政策部 下水道室下水道総務課
(ウ)関係法令	浄化槽法		
(エ)制定した条例	福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	資料	P40
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①浄化槽の保守点検業者の登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新登録 32件 ・廃業等届出 14件 ・変更届出 34件 ・登録証書換え 19件 <p>②市の条例で浄化槽保守点検業者の登録の要件を定める。</p>		
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜登録の流れ＞</p> <p style="text-align: center;">登録申請</p> <p style="text-align: center;">※登録・更新申請等の受付は随時 (業者によって登録の有効期間が異なるため)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">登録申請手数料の納付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審査</p> <p>①書類審査…新規及び更新登録申請に関する書類の内容及び登録資格を審査する。</p> <p>②現地調査…備えるべき器具を備えているかどうか、実際に営業所へ赴き、確認する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">登録証の発行</p>		
(キ)条例制定時に想定した効果	<p>①一元化</p> <p>保守点検業者と浄化槽管理者の両者に対して、管理指導等（各種届出、保守点検の助言及び指導等）が行いやすくなる。</p> <p>これまでは、市外に営業所が設置してあっても保守点検業を行うことができたが、今後は市内に営業所を設置することとなるため、浄化槽に故障が生じた時、すぐに対応が可能となる。</p>		

<p>(ク) 平成 30 年度 の効果</p>	<p>①一元化</p> <p>市が業者に対して、適切な保守点検業務を実施しているか、直接指導を行えるようになった。</p> <p>保守点検業者が営業所を市内に置くことで、浄化槽管理者である市民は、浄化槽の不具合時や保守点検において丁寧かつ迅速な対応を期待することができる。</p>
<p>(ケ) 市民・事業者 の声</p>	<p>本市だけでなく近隣市町村でも営業をしている事業者からは、「市と県と二重に登録を行う必要が生じるため、手間がかかる」との声が聞かれた。</p>

(5) 教育・文化

①事務名 県費負担教職員の研修

(ア)分野	教育	(イ)担当課	教育委員会	教育研修課
(ウ)関係法令	教育公務員特例法			
(エ)制定した条例	—			資料 —
(オ)主な事務の内容及び実績	<p>①小・中学校教諭初任者、新規採用養護教諭、小・中学校教諭経験者研修Ⅱ等の研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小・中学校教諭初任者研修 12 回</u> ・ <u>新規採用養護教諭研修 8 回</u> ・ <u>小・中学校教諭経験者研修Ⅱ 2 回</u> ・ <u>小・中学校 2 年次教員フォローアップ研修 4 回</u> ・ <u>初任者研修拠点校指導教員、校内指導教員研修会 1 回</u> ・ <u>校長等連絡協議会 2 回</u> 			
(カ)事務フロー	<p style="text-align: center;">＜研修実施の流れ＞</p> <p style="text-align: center;">研修カリキュラムの作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">講師等派遣依頼、研修場所の確保</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">研修対象者在籍校長及び対象者への通知</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">研修実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">研修報告書の確認・指導</p>			
(キ)想定した効果	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>教職員の資質向上はもとより、ふるさとに誇りと愛着を持った児童生徒の育成に役立つものであり、将来にわたって、ふるさとを愛する人材の育成につながる。</p>			

<p>(ク) 平成 30 年度の効果</p>	<p>①実情を踏まえたきめ細かな対応</p> <p>小・中学校教諭初任者及び新規採用養護教諭研修では、授業研修や他校種参観研修、社会奉仕等体験研修、特別支援学校訪問研修など授業づくりや学級経営等、日々の教育実践にいかすことができる研修をバランスよく配し、教職員として身に付けるべき資質能力や指導力の向上のために必要な研修を実施することができた。また、2年次教員フォローアップ研修では、教科研修や企業等体験研修等、専門職としての基礎・基本並びに社会人として必要な教養やコミュニケーション能力を高める研修を実施した。</p> <p>上記研修対象者は全員市外出身者であったが、本市の教育施設及び地元企業等において体験研修を実施したことで、本市への理解を深め、研修内容や自らの体験を児童生徒に還元することができた。</p> <p>小・中学校教諭経験者研修Ⅱでは、学習指導や生徒指導の力量の向上を図る研修を計画し、職責遂行上必要な専門的知識、資質能力の向上を図る研修を実施したことで、学級・学年経営、校務分掌のリーダーとしての自覚と力量の向上を図ることにつながった。</p> <p>さらに、独立行政法人教職員支援機構主催の研修会に本市教職員及び指導主事を派遣し、キャリアステージに応じた研修及び本市教育課題の解決や日々の教育実践に即した実践的な研修の機会を設定することができた。</p> <p>②独自の取り組み</p> <p>県の研修は講義形式による座学であるが、本市では参加型の授業研修や模擬授業を行ったり、学校現場において指導力のある教員の授業を参観し、協議したりするより実践的な研修を取り入れた。</p>
<p>(ケ) 課題（現状）及び今後の取り組み</p>	<p>本市の今日的な教育課題に対応したより実践的な研修の創設や新学習指導要領の実施を見据えた研修内容の見直しに努める等、教職員研修の一層の充実を図っていく必要がある。</p>

【補足】「平成 29 年 12 月定例会議中核市移譲事務に係る条例議案補足説明資料」に掲載の条例のなかで、本資料本文や別の事務と合わせて事務実施の効果を記載しているもの

	条例名	本資料説明箇所	頁
1	No.1 福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例	6②包括外部監査の導入	7
2	No.23 福島市保健所条例	8(1)①いのちと健康を守る拠点の形成と取り組みの推進	10
		③感染症（新型インフルエンザ、結核など）のまん延防止のための措置	18
		④小児慢性特定疾病の医療費助成、療養支援	20
		⑤難病患者の療養支援	22
3	No.32 福島市と畜場法施行条例 No.33 福島市化製場等に関する法律施行条例	処理実績なし	